

7議庶第150号
令和8年3月23日

内閣総理大臣
防衛大臣
財務大臣 様
外務大臣
経済産業大臣

下諏訪町議会議長 中山 透

防衛装備移転三原則の堅持と慎重な運用を求める意見書

政府は、防衛装備移転三原則の運用指針見直しに関する与党提言を踏まえ、運用指針を改定する方針を検討しています。現行では、輸出できる国産装備品を「救難、輸送、警戒、監視、掃海」の5類型に限定していますが、提言ではこの限定を撤廃し、殺傷能力を有する装備品を含めて輸出を原則容認する方向が示されています。これは、我が国の防衛生産・技術基盤の強化を目的とするものとされますが、国の安全保障政策の大きな転換につながる可能性があります。

日本国憲法は、戦争の放棄と平和主義を国是として定めています。平和の維持こそが、国民の生命と人権を守る最も確かな道であり、わが国の外交・安全保障政策の根幹でもあります。防衛装備移転の拡大は、結果として紛争当事国への関与や緊張を高めるおそれがあり、慎重な姿勢が求められます。

他方、国際社会との信頼関係の構築も重要であり、我が国として国際平和協力や人道支援など、平和のための貢献を進めていくことは意義があります。

よって、政府においては、憲法の平和主義を根底に据えつつ、防衛装備移転三原則を堅持し、その運用にあたっては「厳格な審査」「透明性の確保」「国会・国民への丁寧な説明」を徹底し、武器輸出の拡大につながる運用指針の改定は慎重に検討するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。